



# 第48回 定時株主総会 招集ご通知

2019年11月1日～2020年10月31日

開催日時 | 2021年1月28日(木曜日)  
午前11時(午前10時より受付開始)

開催場所 | 仙台市青葉区上杉2丁目1番50号  
仙台勝山館 4階 彩雲

当株主総会会場では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しておりますが、株主総会にご出席されます株主の皆様におかれましても、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

目次	頁
第48回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案 剰余金の処分の件	3
(添付書類)	
事業報告	4
計算書類	19
監査報告書	31

株式会社フジ・コーポレーション

(証券コード：7605)

株 主 各 位

宮城県富谷市成田一丁目7番1号  
株式会社フジ・コーポレーション  
代表取締役社長 遠藤 文樹

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年1月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年1月28日（木曜日）午前11時（午前10時より受付開始）
2. 場 所 仙台市青葉区上杉2丁目1番50号  
仙台勝山館 4階 彩雲
3. 株主総会の目的事項
  - 報告事項 第48期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件
  - 決議事項 議 案 剰余金の処分の件

#### 4. 議決権の行使に関する事項

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年1月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年1月27日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、34～35ページをご参照ください。）

##### (3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

#### お願い

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujicorporation.com/company/>) に掲載させていただきます。

## 議 案 | 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、中長期視点から経営基盤の確立と自己資本利益率の向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、今後の事業展開及び会社を取り巻く環境等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

### ■ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、新型コロナウイルスの大流行による世界的規模の景気悪化という環境の中、前期から業績を大きく落とすことなく着地することができたことから、普通配当35円に、特別配当5円を加え、1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

#### 1 配当財産の種類

金銭

#### 2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円（うち、普通配当35円・特別配当5円）  
総額408,654,680円

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年1月29日

以 上

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年11月1日～2020年10月31日）における我が国の経済は、消費税引き上げ後、景気は後退局面のなか発生した全世界的な新型コロナウイルス感染症は未だ落ち着きを見せず、依然として、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては、昨年10月の消費税増税後の個人消費の落ち込みと暖冬の影響、さらに新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい状況となりましたが、店舗の移設（2件）と新設（1件）や、ロジスティクスの出荷能力の強化を行い、前事業年度から大きく落とすことなく着地することができました。

この結果、当事業年度の売上高は34,240百万円(前事業年度比924百万円、2.6%減)となりました。売上高を商品別に見ますと、タイヤ・ホイールは売上金額29,786百万円(前事業年度比976百万円、3.2%減)、売上本数2,734千本(前事業年度比71千本、2.6%減)となりました。用品は売上金額2,323百万円(前事業年度比438百万円、23.3%増)、作業料は売上金額2,130百万円(前事業年度比386百万円、15.4%減)となっております。売上構成比は、タイヤ・ホイール87.0%(前事業年度87.6%)、用品6.8%(前事業年度6.5%)、作業料6.2%(前事業年度7.5%)となりました。また、販路別売上高の状況は、店舗売上高22,564百万円(前事業年度比763百万円、3.3%減)、本部売上高11,675百万円(前事業年度比161百万円、1.4%減)となっております。

当事業年度の経営成績を総括いたしますと、営業利益3,226百万円(前事業年度比353百万円、9.9%減)、経常利益3,530百万円(前事業年度比230百万円、6.1%減)、当期純利益2,356百万円(前事業年度比214百万円、8.4%減)となりました。

## 2. 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、政府の経済政策を背景に、景気は緩やかに回復しつつあるものの、依然として先行きに不透明感が残っております。今後、当社といたしましても一部上場企業としての社会的責任を全うすべく、事業の基盤固めを推進していく必要性を認識しております。

(コーポレート・ガバナンスに関する取組み)

当社は、当事業年度より、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役（社外取締役は除く）に対して、株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式制度を導入いたしました。今後も、公正で透明な経営を維持し、企業価値の持続的向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

(業務の効率化と社員の能力向上に関する取組み)

出店地域の広域化や販売方法の多様化により、業務の効率化とそれを支える社員の能力向上は、今後のさらなる業容拡大に向けて重要な課題と認識しております。今後も様々な変革に対応できる人材を育成する環境を整えるため、社内外の研修や社員育成プログラムを取り入れ、業務の効率化及び社員一人一人の資質の継続的向上を図ってまいります。

(労働環境の改善に関する取組み)

全社的にスタッドレスタイヤの販売が始まる冬季需要期には、閑散期の3倍以上の売上が発生するため、人員不足に陥ってしまいます。この対策として、当事業年度において、AGV\*、STV\*、自動搬送コンベア、ラージベール\*を導入した物流システムを稼働させました。今後も、更なるシステムの改善、オートメーション化を推進し、繁忙期の労働環境の改善に努めてまいります。

\*AGV (Automatic Guided Vehicle) …無人搬送車

\*STV (Sorting Transfer Vehicle) …高速仕分け電動台車

\*ラージベール…廃棄段ボール高速圧縮梱包機

(環境問題への取組み)

当社は「Fun to Share」キャンペーンに賛同し、店舗備品のリサイクル、リユースを全社で実行するとともに、通信販売等のお客様へ商品を発送する際の梱包には、リサイクル品であるダンボール、エアクッションシート及びPPバンドを必要最小限に使用するなど、今後も地球環境問題に取り組んでまいります。

### 3. 設備投資等の状況

(1) 当期中における設備投資総額は3,377百万円であり、主に第3 ロジスティクス機械式倉庫増設及び店舗の移転・開店に伴うものであります。

(2) 当期中における主要な設備投資は次のとおりであります。

第3 ロジスティクス機械式倉庫 (2020年9月完成)	2,921,306千円
長野店 (2020年3月移転)	66,632千円
白河店 (2020年4月開店)	185,446千円

### 4. 資金調達の状況

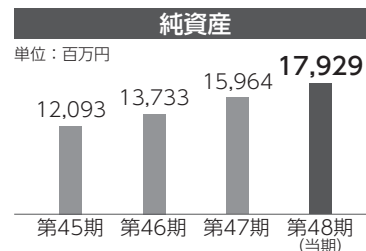
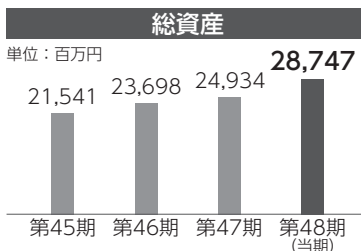
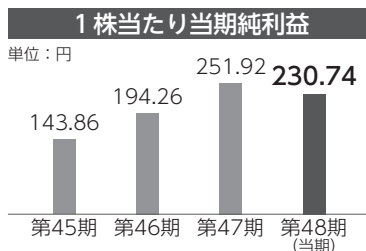
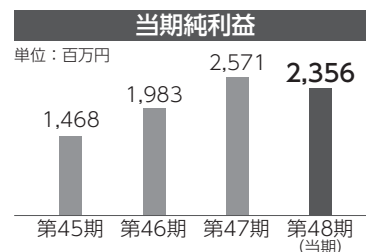
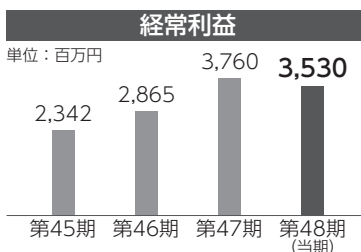
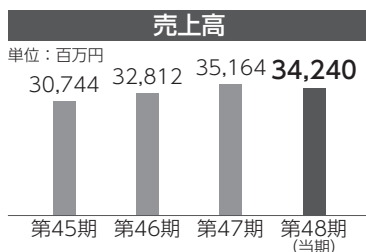
当社は、業容拡大に対して機動的な資金調達を行うため、取引銀行14行と当座貸越契約を締結しております。なお、当期末における借入極度額と未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	59億円
借入未実行残高	59億円

## 5. 財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2017年10月期)	第46期 (2018年10月期)	第47期 (2019年10月期)	第48期 (当期) (2020年10月期)
売上高 (千円)	30,744,480	32,812,076	35,164,660	34,240,507
経常利益 (千円)	2,342,208	2,865,119	3,760,707	3,530,677
当期純利益 (千円)	1,468,570	1,983,115	2,571,723	2,356,735
1株当たり当期純利益 (円)	143.86	194.26	251.92	230.74
総資産 (千円)	21,541,972	23,698,716	24,934,530	28,747,325
純資産 (千円)	12,093,061	13,733,363	15,964,044	17,929,457
自己資本比率 (%)	56.1	57.8	63.8	62.2
1株当たり純資産 (円)	1,183.25	1,342.50	1,559.41	1,750.60

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。





## 6. 主要な事業内容

自動車用タイヤ、ホイール及びカー用品の店舗販売及び通信販売

## 7. 主要な営業所

**本 社** 宮城県富谷市

**営業所** 第2・第3ロジスティクス（宮城県富谷市）  
名取ロジスティクス（宮城県名取市）

**店 舗** タイヤ&ホイール館フジスペシャルブランド

札幌清田店（札幌市清田区）  
盛岡店（岩手県盛岡市）  
名取店（宮城県名取市）  
白河店（福島県白河市）  
新潟竹尾IC店（新潟市東区）  
長野店（長野県長野市）  
伊勢崎店（群馬県伊勢崎市）  
宇都宮東店（栃木県宇都宮市）  
つくば店（茨城県つくば市）  
川越店（埼玉県川越市）  
柏沼南店（千葉県柏市）  
武蔵村山店（東京都武蔵村山市）  
静岡店（静岡県駿河区）  
R21岐阜店（岐阜県岐阜市）  
R1中川店（名古屋市市中川区）  
四日市店（三重県四日市市）  
潮芦屋店（兵庫県芦屋市）

### タイヤ&ホイール館フジ

一関店（岩手県一関市）  
泉八乙女店（仙台市泉区）  
郡山店（福島県郡山市）  
小山店（栃木県小山市）  
相模原店（相模原市緑区）  
**フジファイブデイズ**  
札幌西店（札幌市手稲区）  
山形店（山形県山形市）

R45八戸店（青森県八戸市）  
富谷WILD店（宮城県富谷市）  
福島店（福島県福島市）  
新潟店（新潟市西区）  
甲府店（山梨県甲府市）  
高崎店（群馬県高崎市）  
宇都宮店（栃木県宇都宮市）  
水戸店（茨城県水戸市）  
新大宮バイパス店（さいたま市西区）  
千葉穴川店（千葉市稲毛区）  
練馬店（東京都練馬区）  
横浜店（横浜市都筑区）  
浜松店（浜松市東区）  
グリーンロード店（愛知県長久手市）  
岡崎店（愛知県岡崎市）  
大阪箕面店（大阪府箕面市）

仙台店（仙台市宮城野区）  
石巻店（宮城県石巻市）  
長岡店（新潟県長岡市）  
青梅店（東京都青梅市）  
松本店（長野県松本市）  
  
札幌東店（札幌市東区）  
江戸川店（東京都江戸川区）

## 8. 従業員の状況

	従業員数	前年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	386 名	13 名増	35.2 歳	8.6 年
女 性	79 名	1 名減	26.1 歳	4.3 年
合計または平均	465 名	12 名増	33.7 歳	7.9 年

(注) 従業員数に、使用人兼務役員、パート、アルバイト等は含まれておりません。

## 9. 主要な借入先及び借入金残高

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	1,398,469 千円
(株)七十七銀行	735,847 千円
(株)三井住友銀行	566,174 千円
(株)みずほ銀行	566,174 千円

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 30,400,000株
2. 発行済株式総数 10,216,367株 (自己株式268,633株を除く。)
3. 株主数 14,474名 (前期比1,608名増)
4. 大株主 (上位10位以内の自己株式は除く。)

株主名	持株数	持株比率
遠藤文樹	3,841,300 株	37.60 %
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	705,790 株	6.91 %
佐々木正男	567,600 株	5.55 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	462,400 株	4.52 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	340,600 株	3.33 %
(株)日本カストディ銀行(信託口)	338,500 株	3.31 %
(株)七十七銀行	231,000 株	2.26 %
(株)三菱UFJ銀行	220,000 株	2.15 %
第一生命保険(株)	174,300 株	1.70 %
川口則子	144,600 株	1.42 %

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

#### 1. 2017年1月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の数  
73個
- (2) 新株予約権の目的である株式の数  
7,300株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の払込金額  
無償
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たり1円
- (5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり935円
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
2017年2月14日から2047年2月13日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権は、権利行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
  - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

## 2. 2018年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の数  
64個
- (2) 新株予約権の目的である株式の数  
6,400株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の払込金額  
無償
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たり1円
- (5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり1,147円
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
2018年2月14日から2048年2月13日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権は、権利行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
  - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

### 3. 2019年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の数  
86個
- (2) 新株予約権の目的である株式の数  
8,600株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の払込金額  
無償
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たり1円
- (5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり954円
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
2019年2月14日から2049年2月13日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権は、権利行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
  - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

### 4. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	223個	22,300株	8名

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	遠 藤 文 樹	
専 務 取 締 役	佐 々 木 正 男	営業本部長
常 務 取 締 役	千 葉 和 博	店舗営業部部長
常 務 取 締 役	多 賀 睦 実	管理部部長
取 締 役	川 村 尚 言	商品部部長
取 締 役	小 林 秀 貴	本社第一営業部部長
取 締 役	栗 原 昭 彦	店舗広告企画部部長
取 締 役	猪 股 潔	本社第二営業部部長
取 締 役	古 川 淳 一	店舗運営企画部部長
取 締 役	沼 倉 歆 一	
取 締 役	藤 澤 貞 治	
常 勤 監 査 役	桜 井 秀 敏	
常 勤 監 査 役	邊 見 慶 二 郎	
監 査 役	佐 藤 茂	佐藤茂会計事務所代表
監 査 役	檜 山 公 夫	

- (注) 1. 取締役沼倉歆一氏及び藤澤貞治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 なお、沼倉歆一氏及び藤澤貞治氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役佐藤茂氏及び檜山公夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 なお、佐藤茂氏及び檜山公夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役佐藤茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 監査役檜山公夫氏は、以前弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と社外取締役沼倉歆一氏及び藤澤貞治氏及び社外監査役佐藤茂氏及び檜山公夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
 当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

地位	支給人員	支給額
取締役	11名	227,642千円
うち社外取締役	2名	3,720千円
監査役	4名	18,000千円
うち社外監査役	2名	4,320千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年1月26日開催の定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、1990年11月4日開催の臨時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。  
 3. 上記支給額には、取締役9名に対する譲渡制限付株式の付与による報酬額として、17,222千円が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

当期中における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	沼倉 歆一	当期開催の取締役会13回の全回に出席し、主に長年タイヤ業界で培った専門的知見から発言をいただいております。
取締役	藤澤 貞治	当期開催の取締役会13回の全回に出席し、主に長年警察官として培った専門的知見から発言をいただいております。
監査役	佐藤 茂	当期開催の取締役会13回の全回に、また、当期開催の監査役会13回の全回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から発言をいただいております。
監査役	檜山 公夫	当期開催の取締役会13回の全回に、また、当期開催の監査役会13回の全回に出席し、主に長年弁護士として培った専門的知見から発言をいただいております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 1. 決議の内容の概要

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

- ① 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めております。
- ② 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存しております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク（損失の多寡、不正や誤謬の発生）を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定しており、リスク管理に関する体制は合理的に整備しております。

このリスク管理方式は、業務の推進過程の中に準備された内部牽制機能によって支えられているものであり、これらが更に有効に機能するよう改善していくものとしております。

取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務の執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めております。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しておりますが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとなります。

#### **(5) 事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

現在当社には、親会社及び子会社等はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備するものとなります。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置するものとなります。また、当該使用人の人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に基づき業務を実施するものとなります。

## (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたものが当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また監査役は、取締役会のほか、業務報告会議、その他必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めております。併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図っております。管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとっております。なお、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとしております。

## (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の半数は社外監査役とし、監査の公正を確保するものとします。監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社の監査の実効性を確保しております。なお、監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとしております。

## 2. 体制の運用状況の概要

当社は、全役職員に対して規程や業務マニュアル等について周知徹底を図っております。

取締役は、社内規程を整備し、法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催しております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

内部監査、財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査計画に基づき実施しております。

(注) 1. 本事業報告の数値は表示単位未満の端数を切り捨て、百分率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。  
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (2020年10月31日現在)	前期 <small>〔ご参考〕</small> (2019年10月31日現在)	科目	当期 (2020年10月31日現在)	前期 <small>〔ご参考〕</small> (2019年10月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>13,707,383</b>	<b>12,383,790</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,852,944</b>	<b>4,688,826</b>
現金及び預金	2,509,442	1,507,187	買掛金	3,726,457	2,153,970
売掛金	2,958,066	1,921,284	1年以内返済予定長期借入金	326,666	326,666
商品	6,441,568	7,816,206	1年以内返済予定リース債務	22,676	16,756
前払費用	519,081	344,147	未払金	645,184	409,386
未収入金	1,212,551	727,863	未払費用	121,266	109,224
1年以内回収予定建設協力金	29,480	36,448	未払法人税等	624,381	824,653
その他	43,199	33,759	未払消費税等	—	31,382
貸倒引当金	△6,006	△3,106	前受金	512,665	265,236
<b>固定資産</b>	<b>15,039,941</b>	<b>12,550,739</b>	預り金	44,017	34,443
<b>有形固定資産</b>	<b>13,360,039</b>	<b>10,842,387</b>	前受収益	761,250	437,855
建物	5,952,683	4,802,541	賞与引当金	68,380	72,680
建物附属設備	809,911	622,014	資産除去債務	—	6,570
構築物	466,110	359,196	<b>固定負債</b>	<b>3,964,923</b>	<b>4,281,659</b>
機械装置	3,120,160	745,343	長期借入金	2,940,000	3,266,666
車両運搬具	50,899	51,245	リース債務	300,895	333,520
工具器具及び備品	116,605	96,836	退職給付引当金	250,062	232,821
土地	2,494,998	2,494,998	資産除去債務	226,567	201,876
リース資産	287,619	316,310	長期未払金	209,647	207,525
建設仮勘定	61,050	1,353,900	その他	37,750	39,250
<b>無形固定資産</b>	<b>237,125</b>	<b>258,642</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,817,868</b>	<b>8,970,486</b>
商標権	1,873	2,169	<b>純資産の部</b>		
ソフトウェア	226,483	246,133	<b>株主資本</b>	<b>17,884,736</b>	<b>15,919,323</b>
リース資産	3,628	—	<b>資本金</b>	<b>1,236,515</b>	<b>1,236,515</b>
電話加入権	4,212	4,212	<b>資本剰余金</b>	<b>1,289,397</b>	<b>1,273,115</b>
水道施設利用権	927	1,031	資本準備金	1,273,115	1,273,115
ソフトウェア仮勘定	—	5,095	その他資本剰余金	16,281	—
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,442,776</b>	<b>1,449,709</b>	自己株式処分差益	16,281	—
出資金	23	23	<b>利益剰余金</b>	<b>15,391,083</b>	<b>13,442,691</b>
長期貸付金	1,189	1,893	利益準備金	6,570	6,570
長期前払費用	36,862	39,698	その他利益剰余金	15,384,512	13,436,120
繰延税金資産	466,548	416,170	固定資産圧縮積立金	4,517	4,849
建設協力金	372,428	409,219	特別償却準備金	28,651	57,403
敷金	296,424	323,572	別途積立金	1,300,000	1,300,000
保証金	106,499	106,269	繰越利益剰余金	14,051,343	12,073,867
破産更生債権等	27,943	43,484	<b>自己株式</b>	<b>△32,260</b>	<b>△32,999</b>
その他	135,178	125,040	<b>新株予約権</b>	<b>44,720</b>	<b>44,720</b>
貸倒引当金	△321	△15,662	<b>純資産合計</b>	<b>17,929,457</b>	<b>15,964,044</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,747,325</b>	<b>24,934,530</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>28,747,325</b>	<b>24,934,530</b>

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	当期 (2019年11月1日から2020年10月31日まで)		前期 <small>ご参考</small> (2018年11月1日から2019年10月31日まで)	
売上高		34,240,507		35,164,660
売上原価		23,158,497		24,032,969
売上総利益		11,082,010		11,131,691
販売費及び一般管理費		7,855,794		7,551,524
営業利益		3,226,215		3,580,166
営業外収益				
受取利息	3,927		4,255	
受取配当金	1		1	
不動産賃貸料	33,540		33,840	
受取手数料	9,284		973	
協賛金収入	58,238		44,895	
受取保険金	194,066		78,977	
為替差益	—		10,423	
その他	39,979	339,038	37,870	211,236
営業外費用				
支払利息	11,542		3,770	
不動産賃貸費用	17,417		17,875	
為替差損	2,891		—	
その他	2,724	34,576	9,049	30,695
経常利益		3,530,677		3,760,707
特別利益				
固定資産売却益	844	844	1,708	1,708
特別損失				
固定資産売却損	—		975	
固定資産除却損	56,507		—	
その他	17,640	74,148	—	975
税引前当期純利益		3,457,374		3,761,440
法人税、住民税及び事業税	1,151,017		1,242,005	
法人税等調整額	△50,377	1,100,639	△52,289	1,189,716
当期純利益		2,356,735		2,571,723

株主資本等変動計算書 (2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金
当期首残高	1,236,515	1,273,115	—	1,273,115	6,570
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
自己株式の取得					
自己株式の処分			16,281	16,281	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	16,281	16,281	—
当期末残高	1,236,515	1,273,115	16,281	1,289,397	6,570

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,849	57,403	1,300,000	12,073,867	13,442,691
当期変動額					
剰余金の配当				△408,342	△408,342
当期純利益				2,356,735	2,356,735
固定資産圧縮積立金の取崩	△332			332	—
特別償却準備金の取崩		△28,751		28,751	—
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	△332	△28,751	—	1,977,476	1,948,392
当期末残高	4,517	28,651	1,300,000	14,051,343	15,391,083

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△32,999	15,919,323	44,720	15,964,044
当期変動額				
剰余金の配当		△408,342		△408,342
当期純利益		2,356,735		2,356,735
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
自己株式の取得	△201	△201		△201
自己株式の処分	940	17,222		17,222
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	738	1,965,413	—	1,965,413
当期末残高	△32,260	17,884,736	44,720	17,929,457

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………20～38年

建物附属設備……………8～18年

構 築 物……………10～20年

機 械 装 置……………10～17年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「企業会計基準第13号 リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っております。

(3) 引当金の計上方法

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。



- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

(会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定において、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、直近の業況が今後も継続することを前提としております。

## 3. 貸借対照表の注記

資産に係る減価償却累計額  
有形固定資産の減価償却累計額 5,593,742千円

#### 4. 株主資本等変動計算書の注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	10,485,000 株	一株	一株	10,485,000 株

##### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	276,431 株	102 株	7,900 株	268,633 株

(変動事由の概要)

自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

自己株式の減少は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

##### (3) 配当金支払額

2020年1月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	408,342千円
1株当たり配当額	40円
基準日	2019年10月31日
効力発生日	2020年1月30日

##### (4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年1月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

配当金の総額	408,654千円
1株当たり配当額	40円
基準日	2020年10月31日
効力発生日	2021年1月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

##### (5) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2017年1月27日取締役会決議分	普通株式	7,300 株	73 個
2018年1月29日取締役会決議分	普通株式	6,400 株	64 個
2019年1月29日取締役会決議分	普通株式	8,600 株	86 個

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る信用リスクは、販売管理規程及び債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。未収入金は主に主要仕入先からのリベートであり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。買掛金、未払法人税等、借入金については、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、管理部において適時に資金繰り計画を作成、更新し流動性リスクを管理するとともに、金融機関との当座貸越契約を締結することでリスクを低減しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,509,442	2,509,442	—
②売掛金	2,958,066	2,958,066	—
③未収入金	1,212,551	1,212,551	—
資産計	6,680,060	6,680,060	—
①買掛金	3,726,457	3,726,457	—
②未払法人税等	624,381	624,381	—
③長期借入金 (※)	3,266,666	3,266,666	—
負債計	7,617,505	7,617,505	—

(※) 長期借入金には一年内返済予定の金額を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 6. 退職給付に関する注記

### (1) 退職給付制度の概況

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を継続して採用しております。

### (2) 確定給付制度

#### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	241,464千円
勤務費用	24,811千円
利息費用	323千円
数理計算上の差異の発生額	6,913千円
退職給付の支払額	△10,958千円
その他	917千円
退職給付債務の期末残高	263,472千円

#### ②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	263,472千円
未認識数理計算上の差異	△13,409千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	250,062千円

退職給付引当金	250,062千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	250,062千円

#### ③退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	24,811千円
利息費用	323千円
その他	2,146千円
確定給付制度に係る退職給付費用	27,281千円

#### ④数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.13%
-----	-------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	当期
	2020年10月31日現在
繰延税金資産	
未払事業税等	39,257千円
賞与引当金	20,543千円
退職給付引当金	75,127千円
長期末払金	62,347千円
資産除去債務	68,068千円
土地	124,343千円
その他	138,953千円
繰延税金資産合計	528,642千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,940千円
建設協力金	△4,892千円
特別償却準備金	△12,326千円
資産除去債務に対応する除去費用	△42,935千円
繰延税金負債合計	△62,094千円
繰延税金資産純額	466,548千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が2008年10月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	建物	合計
取得価額相当額	143,000千円	143,000千円
減価償却累計額相当額	96,361千円	96,361千円
期末残高相当額	46,638千円	46,638千円

### (2) 未経過リース料相当額

	建物	合計
一年以内	7,156千円	7,156千円
一年超	47,325千円	47,325千円

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	建物	合計
支払リース料	9,595千円	9,595千円
減価償却費相当額	7,533千円	7,533千円
支払利息相当額	1,580千円	1,580千円

## 9. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 1,750円60銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 230円74銭
- 算定に用いられた主要な内訳
- 損益計算書上の当期純利益…………… 2,356,735千円
- 普通株式に係る当期純利益…………… 2,356,735千円
- 普通株式の期中平均株式数…………… 10,213,842株
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益…………… 230円24銭
- 算定に用いられた主要な内訳
- 当期純利益調整額…………… —
- 普通株式増加数…………… 22,290株

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

株式会社フジ・コーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英俊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮澤 義典 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジ・コーポレーションの2019年11月1日から2020年10月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月15日

株式会社フジ・コーポレーション監査役会

常勤監査役	桜井秀敏	㊞
常勤監査役	邊見慶二郎	㊞
監査役	佐藤茂	㊞
監査役	檜山公夫	㊞

(注) 監査役佐藤茂及び檜山公夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年1月27日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

### 3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】**

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上







